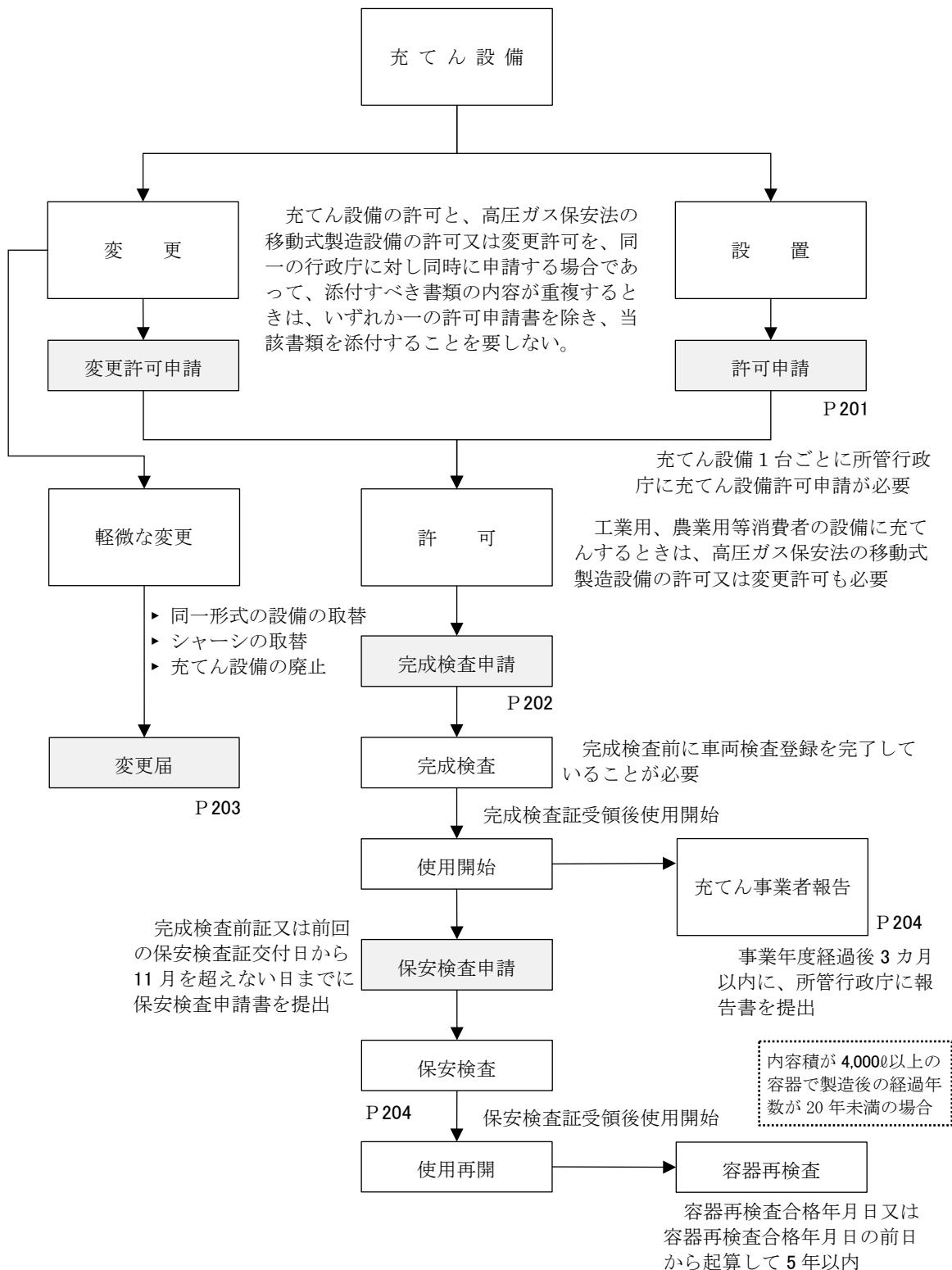


## 第2編 第5章

充てん設備の許可申請等（バルクローリー）

## 充てん設備の許可申請等の手続き一覧表



## 1. 充てん設備（バルクローリー）の規制概要

	充てん設備(液石法)		移動式製造設備（保安法）		移動の基準
	技術上の基準	充てん作業	技術上の基準	製造の方法	
新型バルクローリー	規則 第64条第1項	規則第72条 第1号及び 第2号	規則第64条 第1項 + 保安法液石則 第9条第1項 第5号	規則第72条 第1号及び 保安法液石則 第9条第2項 第2号	保安法 液石則 第48条
従来型バルクローリー	保安法液石則 第9条第1項	規則第72条 第3号	保安法液石則 第9条第1項	保安法液石則 第9条第2項	

(1) 液石法でいう充てん設備は、保安法では移動式製造設備と呼ぶ。

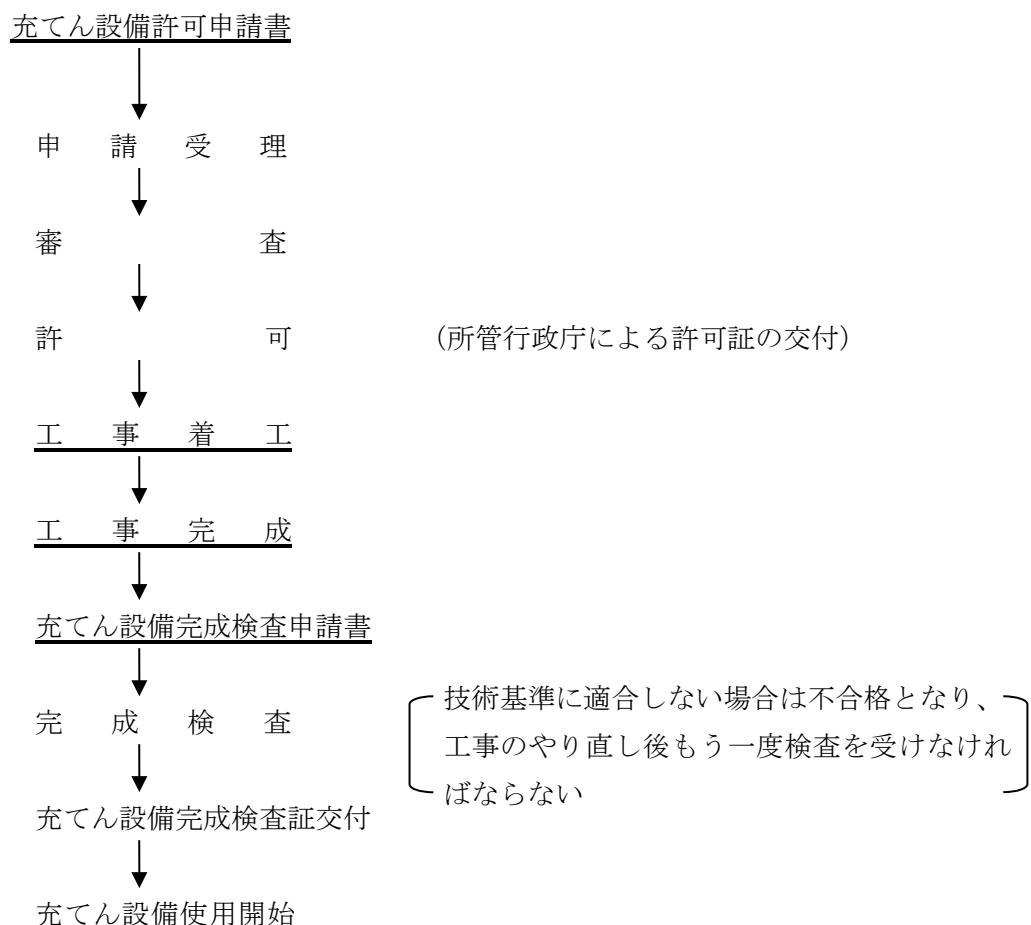
また、充てん設備を設置する場合、液石法では1台ごとに新規の許可となるが、保安法では事業所ごとの許可が必要になる。

(2) 充てん作業者は、協会が行う充てん作業者再講習を5年ごとに受講する。また移動式製造設備であって、充てん設備の許可を受けている保安係員にあっては、協会が行う充てん作業者講習を5年ごとに受講する。（規則第74条）

## 2. 申請手続きの手順

(1) 充てん設備許可申請書（液石法第37条の4第1項）

（下線が引いてあるものは、申請者がするもの）

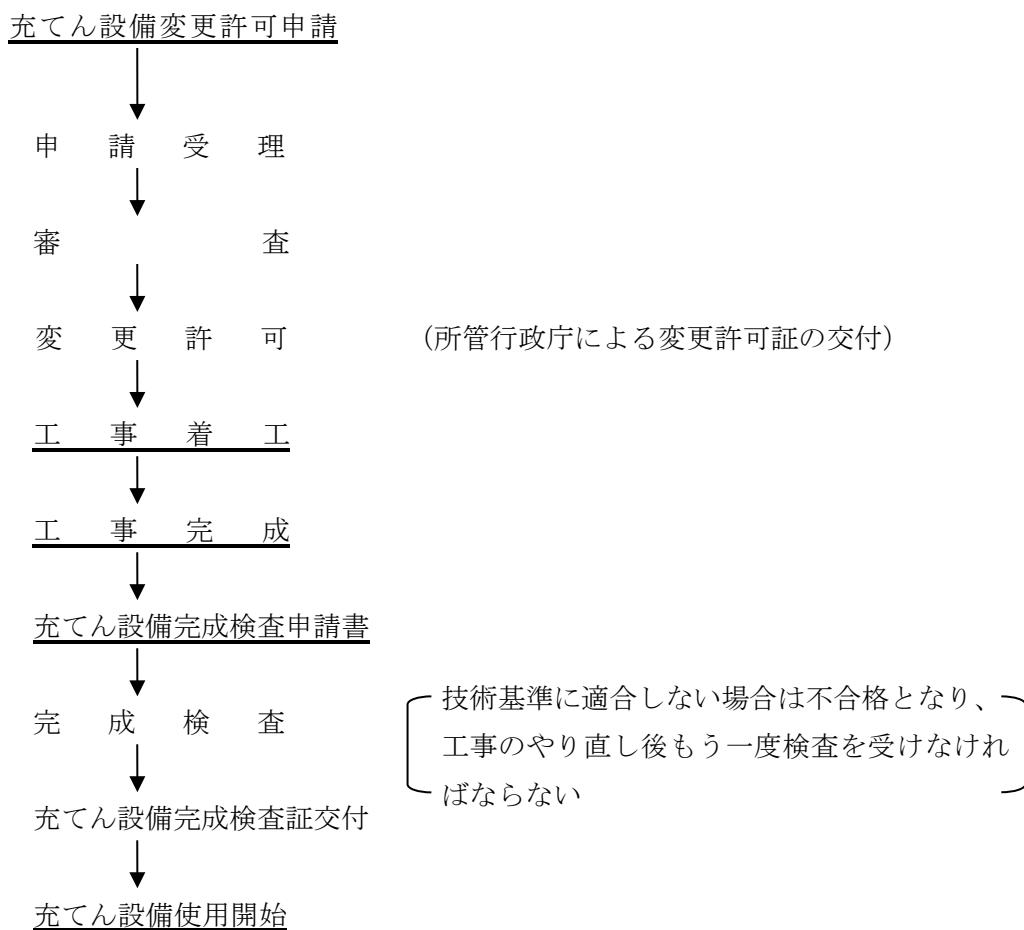


※ 許可を受ける必要がある者

- ① 静岡県内に充てん設備を新たに設置しようとする者
- ② 静岡県内に充てん設備を譲り受けようとする者

(2) 充てん設備変更許可申請書（液石法第37条の4 第3項）

（下線が引いてあるものは、申請者がするもの）



※ 変更許可を受ける必要がある者

所管行政庁に充てん設備の許可を受けている者で、充てん設備の使用の本拠の所在地、構造、設備又は装置を変更しようとする者。

ただし、P203に掲げる充てん設備の場合は充てん設備変更届となる。

なお、充てん設備の使用の本拠の所在地のみの変更で、同時に保安法の移動式製造設備として新規許可又は変更許可を受けた場合は、液石法の充てん設備変更届書を提出するだけでよい。(新型バルクローリーについては、所管行政庁が変更される場合、許可が必要となる。)

(3) 申請料の支払い方法

静岡県危機管理部消防保安課 静岡県収入証紙

静岡市消防局 消防部 予防課 現金・納付書・キャッシュレス決済

浜松市消防局 予防課 オンライン申請(ペイジー)

### 3. 充てん設備許可申請書

許可申請等に必要な書類等

項目	書類	対応法令		備考	頁	様式
		保安法	液石法			
1	充てん設備許可申請書 (充てん設備変更許可申請書等)		○		—	P236 P237
2	高圧ガス製造許可申請書 (高圧ガス製造施設等変更許可申請等)	○		液化石油ガス製造許可申請等について(赤本)参照	—	P244 P245
3	委任状	○		代理人(支店長等)が申請する場合に限る	—	—
4	案内図	○	○	設置場所から半径 2 km程度の図	—	—
5	付近の状況を示す図面	○	○	縮尺・車庫の構造、容器置場から第1種、第2種保安物件までの距離	—	—
6	製造計画書	○		変更許可申請の場合、変更明細書	—	P246
7	充てん設備・移動式製造設備の技術上の基準の対応状況	○	○		P209	—
8	容器置場の基準	○			P226	P224
9	移動基準の対応状況	○	○		P222	—
10	バルクローリー明細書	○	○		—	P205
11	機器等一覧表	○	○		—	P207
12	フローシート	○	○		—	—
13	処理設備の性能	○	○		—	—
14	高圧ガス設備の強度計算書	○	○		—	—
15	申請料	○	○	液石法と保安法で申請手数料が異なる	—	—

#### 4. 充てん設備完成検査申請書（液石法第37条の4第4項 規則第68条）

許可を受けた充てん設備については、完成検査を受けなければならない。

##### 完成検査に必要な書類等

項目	書類	備考
1	充てん設備完成検査申請書	
2	高圧ガス製造施設完成検査申請書	
3	フローシート	機器番号を入れる
4	容器	容器検査成績書
5	附属品	附属品検査成績書
6	検査成績書	高圧ガス設備試験等成績証明書 認定試験者試験等成績書 工業品検査所工業試験所等の証明書又は原材料メーカーのミルシート
7	写真等	容器置場の基準に合致していることを判明できるもの
8	車検証	使用の本拠地
9	充てん作業者講習修了証	
10	申請料	完成検査申請料

項目3～6、8に添付される書類について、液石法と保安法の両方の許可を受けた場合は、いずれかの完成検査申請書に添付する。

##### ※ 検査当日準備するもの

- ① メジャー
- ② 漏えい検知液
- ③ 検査用窒素（2.1MPa以上）
- ④ ガス漏れ検知器のテスト用器具

## 5. 充てん設備変更届(液石法第37条の4第3項)

### (1) 届出が必要となる変更

以下の項目1～3に該当する変更（液石法規則第66条）

項目	変更の内容	備考
1	液化石油ガスの通る部分の取替え (同種・同型式のものに限る)	変更前、変更後の内容がわかる図面等
2	液化石油ガスが通る部分の充てん設備に係る設備の取替えであって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの	変更前、変更後の内容がわかる図面等
3	液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え	変更前、変更後の内容がわかる図面等
4	充てん設備の撤去	撤去した充てん設備に係る許可証、完成検査証

### (2) 届出書類

- ① 充てん設備変更届書（P238 様式第37）
- ② 添付書類

## 6. 充てん設備の分解点検・整備の周期

移動式製造設備であって、充てん設備の許可を受けている充てん設備にあっては、分解点検・整備の周期はメーカーごとの推奨交換時期（※）または、使用時間・使用状況・日常点検等を参考に事業者が定める。ただし、次の場合は周期に拘わらず実施する。

- (1) 外観検査を行って、配管、継手等に割れ、腐食、異常変形、その他欠陥が認められ、非破壊試験又は改修を行う必要があると判断したとき。
- (2) 漏洩検査を行って、配管、継手等の溶接部分に漏洩が認められ、分解点検・整備を行う必要があると判断したとき。
- (3) 耐圧試験を行い、変形、異常膨張、漏洩が認められ配管を補修する必要があると判断したとき。  
※ 交換時期については、各メーカーに問い合わせること。

## 7. 保安検査

保安法と液石法の両方の許可を受けているバルクローリーは、液石法の保安検査を受検すれば、保安法の保安検査は不要になる。

保安法の他の製造設備の保安検査手数料については、全体の処理能力から当該バルクローリーの処理能力を除外して算定する。

なお、液石法では1台ごとに保安検査手数料が必要である。

## 8. 充てん事業報告(規則第132条)

充てん事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している作業者の数を所管行政庁に報告しなければならない。※ 報告先の詳細は4ページ～「**第1編 4. 書類提出先**」を参照

(静岡県においては毎年3月31日時点の状況を報告する。1部)

## 9. その他

第三者が所有している設備を譲り受けた場合には、新規の許可が必要である。なお、当該充てん設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はない。

また、保安法の許可を受けた場合は、次の手続きが別途必要である。

- ▶ 危害予防規程の制定(変更)、届出
- ▶ 保安統括者等の選任、届出  
(原則として、液石法のみの新型バルクローリーの場合は不要)
- ▶ 製造の開始の届出  
(新規許可申請の場合)

## 新型バルクローリー明細書

(規則第 64 条第 1 項の技術上の基準に対応する事項)

号	項目	対応事項	関連資料番号	配管系統No.
	配管系統図			
1	貯蔵設備			
2	耐圧試験			
3	気密試験			
4	肉厚強度			
5	充てんの為のポンプ			
6	発電機			
7	充てんホース			
8	安全継手			
9	カップリング用 液流出防止装置			
10	均圧ホース			
	均圧ホース用安全継手			
	均圧ホース用 脱着用カップリング			
	緊急遮断装置			
11	液封防止			
12	液面計			
13	温度計			
14	圧力計			
15	誤発進防止装置			
16	緊急停止スイッチ			
17	自動停止装置			
18 イ	ガス検知			
18 ロ	衝撃検知			
18 ハ	扉開閉検知			

充てん設備については規則第 64 条第 1 項の基準を遵守します。

充てん作業については、規則第 72 条第 1 号及び第 2 号の基準を遵守します。

移動については、保安法液石則第 48 条の基準を遵守します。

記入例

## 新型バルクローリー明細書

インデックスを  
添付すること

(規則第 64 条第 1 項の技術上の基準に対応する事項)

号	項目	対応事項	関連資料番号	配管系統No.
	配管系統図	検索分表示	3-6	—
1	貯蔵設備	KHK 容器検査合格品	3-2,3	—
2	耐圧試験	認定品・設備品は省略	強度計算書	12-16,20・
3	気密試験	他は強度計算書又は別途 4 倍	2-1～9 組立図 3-8～ 20	28-32
4	肉厚強度	耐圧計算書添付	36-39	
5	充てんの為のポンプ	軸シールレス	3-7	11
		遠隔操作スイッチ	3-6	88
6	発電機	火花を発しない構造	なし(不使用)	なし(不使用)
7	充てんホース	JIS/k/6347 鋼線編組式 ホース	3-4,5,11,12	12・15
8	安全継手	LPG に侵されないもの	3-15	14・15
		ホース先端より 60cm 以下	3-4,5	
9	カップリング用 液流出防止装置	LPG に侵されないもの 使用中移動中の耐振動	3-4,5,17	16
	均圧ホース	JIS/k/6347 鋼線編組式 ホース	3-4,5,13,14	29,31
10	均圧ホース用安全継手	LPG に侵されないもの ホース先端より 60cm 以下	3-16 3-4,5	30
	均圧ホース用 脱着用カップリング	LPG に侵されないもの 使用中移動中の耐振動	3-4,5,18	32
11	緊急遮断装置	ローリー用緊急遮断弁	3-4,5	3,4,5
12	液封防止	液封を防止する機構	4-1	3,4,5
13	液面計	フロート式	3-2,3	2
14	温度計	温度計の設置	3-4,5	20
15	圧力計	ブルドン管式	3-4,5	17,18
16	誤発進防止装置	総輪ブレーキ式	3-6	64,81,84,85
17	緊急停止スイッチ	緊急停止スイッチの設置	11	87,88
18	自動停止装置	警報を発し又は表示	3-6 (操作盤 にて作動)	81,54,61,62
18 イ	ガス検知	接触燃焼方式	3-1,21	82
18 ロ	衝撃検知	加速度検知式	3-1,22	83
18 ハ	扉開閉検知	リミットスイッチ	3-1,23	84,85

充てん設備については規則第 64 条第 1 項の基準を遵守します。

充てん作業については、規則第 72 条第 1 号及び第 2 号の基準を遵守します。

移動については、保安法液石則第 48 条の基準を遵守します。

機器等一覽表

「区分」の欄

附：容器附属品、  
認：大臣認定品、  
製：製造業者一力検査品、  
型：型式認定品、  
高：高压ガス設備試験品

機器等一覽表

「区分」の欄

附：容器附属品、  
認：大臣認定品、  
製：製造又一力一検査品、  
型：型式認定品、  
高：高圧ガス設備試験品

保安法第8条第1号の経産省令で定める基準に対する保安法液石則第9条第3項の移動式製造設備（液石法第37条の4第1項の充てん設備）の規則第64条第1項に対する適合状況一覧（例）

号	項目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
1	貯蔵設備	容器であること。	KHK 容器検査合格品とします。	強度計算書 組立図	2-1 3-2、3
2	液化石油ガスの通る部分	高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品又は告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格したことであること。	① 高圧ガス設備試験合格品又は大臣認定品又は左記の耐圧試験に合格したものとみなします。 ② 常用の圧力の1.5倍以上の圧力で水を使用し行い、膨らみ、伸び、漏洩などの異常が無いことを確認します。 ③ 当該設備が脆性破壊を起こすおそれの無い温度で行います。 ④ 図面及び成績書又は別途4倍耐圧成績書を添付します。	強度計算書 組立図	2-1～22 3-8～40
3	気密試験	高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品又は告示の定めるところにより行う気密試験に合格したことであること。	① 高圧ガス設備試験合格品又は大臣認定品は左記の気密試験に合格したものとみなします。 ② 常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性の無い気体を使用して行い、規定圧力を10分間以上保持し漏洩の無いことを確認します。 ③ 当該設備が脆性破壊を起こすおそれの無い温度で行います。 ④ 図面及び成績書を添付します。	強度計算書 組立図	2-1～22 3-8～40

号	項目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
4	肉厚強度	高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品又は告示に定める肉厚を有するものであること。	① 高圧ガス設備試験合格品又は大臣認定品は左記の肉厚を有するものとみなします。 ② 液化石油ガスの通る部分の肉厚の算定は特定設備検査規則第12条例示基準特定設備の技術上の基準の解釈第6条を準用します。 ③ ②の算定方法が適用できないものにあっては水圧による加圧試験により常用の圧力の4倍の圧力に常用の温度における材料の許容引張応力に対する加圧試験の温度における材料の許容引張応力の比を乗じて得られる値以上の圧力で破壊を生じないものを使用します。	強度計算書 組立図	2-1~22 3-8~40
5	充てんのためのポンプ又は圧縮機	ポンプ又は圧縮機の起動及び停止のスイッチは遠隔操作ができるものであること。	軸シール部の無い構造のポンプを使用し、起動及び停止の起動及び停止のスイッチは遠隔操作ができる構造とします。	強度計算書 組立図	2-14 3-8
6	発電機	発電機は、火花を発しない構造であること。	該当しません	—	—

号	項目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
7	充てんホース	JIS K6347(1995)に規定した鋼線編組式ホースとすること。	JIS K6347(1995)と同等以上の鋼線編組式ホースを使用します。	組立図	3-6、12 13
8	安全継手	告示で定めるところにより安全継手を設ける。	<p>以下の条件を満たす安全継手を設けます。</p> <p>① 充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないもの。</p> <p>② 引張試験を行い、当該安全継手を 0PA として、530N の引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ瞬時に液化石油ガスを遮断するもの</p> <p>③ 充てんホースの先端から 60 cm 以内の位置に設置する。</p>	強度計算書 組立図	2-15 3-6、13 16
9	カップリング用液流出防止装置	告示で定めるところによりカップリング用液流出防止装置を設けること。	<p>以下の条件を満たすカップリング用液流出防止装置を設けます。</p> <p>① 充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものとします。</p> <p>② 容易に切り離すことができるものとします。</p> <p>③ 型式ごとに 1 万回以上の接続及び切り離しに耐えることができるものとします。</p> <p>④ 型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切り離しを 10 回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、液体状態に換算して 50 cm<sup>3</sup> 以下であることとします。</p>	強度計算書 組立図 型式試験成績書	2-8 3-6、18 6-5

号	項目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
			<p>⑤ 型式ごとにキャップを装着して、バルブを装着し、1mの高さからコンクリート面に自然落下させたときに漏れが無く、かつ着脱性能に影響が生じないもの。</p> <p>⑥ 使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えうるもの。</p> <p>⑦ 見やすい箇所に</p> <p>1) 製造事業者の名称又は記号</p> <p>2) 製造番号</p> <p>3) 製造年月</p> <p>4) 呼び径 を容易に消えることが無いように表示する。</p>		
10	均圧ホース	JIS K6347(1995)に規定した鋼線編組式ホースとすること。	JIS K6347(1995)と同等以上の鋼線編組式ホースを使用します。	組立図  3-6、14  15	
	均圧ホース用安全継手	告示に定めるところにより安全継手及び均圧カップリングを設ける。	<p>以下の条件を満たす安全継手を設けます。</p> <p>① 充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないもの。</p> <p>② 引張試験を行い、当該安全継手の内圧を0PAとして、530Nの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ瞬時に液化石油ガスを遮断するもの。</p> <p>③ 均圧ホースの先端から、60cm以内の位置に設置する。</p>	<p>強度計算書  組立図  3-6、15</p> <p>型式試験成績書  17、19  6-6</p>	2-18、19

号	項目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
	均圧ホース用 脱着用カップ リング		<p>以下の条件を満たす脱着用のカップリングを設けます。</p> <p>① 充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないもの。</p> <p>② 容易に切り離すことができるもの。</p> <p>③ 型式ごとの作動試験を行い、1万回以上の接続及び切り離しに耐えることができるもの。</p> <p>④ 型式ごとの着脱漏れ試験を行い、接続及び切り離しを 10 回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が気体状態で 12ℓ以下であるもの。</p> <p>⑤ 型式ごとに 1m の高さからコンクリート面に自然落下させたときに漏れが無く、かつ着脱性能に影響を生じないもの。</p> <p>⑥ 使用中及び輸送中に加わる振動に耐えるもの。</p> <p>⑦ 見やすい箇所に</p> <p>1) 製造事業者の名称又は記号</p> <p>2) 製造番号</p> <p>3) 製造年月</p> <p>4) 呼び径</p> <p>を容易に消えることが無いように表示する。</p>		

号	項目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
11	緊急遮断装置	容器に取り付けられた配管に設けること。(容器に設けられている場合はこの限りではない。)	容器胴部にローリー用油圧式緊急遮断弁を設けます。	強度計算書 組立図	2-11 3-4、5 28、29
12	緊急遮断装置の液封防止措置	液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造であること。  但し、液封が生じる恐れのある配管又は充てんホースに逃し弁を設置した場合はこの限りではない。	緊急遮断弁内部に液封防止措置を内蔵したものを使用します。  なお、配管部に取り付いている容器元弁は常時「開」と銘板により表示します。	説明書	6-1
13	液面計	告示で定めるところにより液面計を設ける。	以下の条件を満たすフロート式液面計を設けます。  ① 充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないもの。 ② 耐圧部分であるガイドパイプ部にSUS304を使用し、かつ液面を測定する際、液化石油ガスを放出しないもの。(フロート式液面計) ③ JIS D1601(1995)自動車部品振動試験に合格するもの。	組立図	3-2、3 34

号	項目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
14	温度計	告示で定めると ころにより温度計 を設ける。	以下の条件を満たす温度計を設けます。 ① 液化石油ガスの液相部を検知 することができるものである。 ② 当該液化石油ガスの温度を適 切に測定できるものであり、かつ 最高目盛と最低目盛の範囲が 100°Cである。	組立図	3-4、5 32
15	圧力計	告示で定めると ころにより圧力計 を設ける。	以下の条件を満たすブルドン管 式圧力計を設けます。 ① 液化石油ガスの通る部分のうち、通気配管部と液配管部（ポン プ出口）の2ヶ所に設置する。 ② JIS B7505 - 1(2017)アネロイ ド型圧力計—第一部：ブルドン管 式圧力計で、測定範囲が当該区分 の常用の圧力を適切に測定でき るもの。	組立図	3-4、5 34
16	誤発進防止装 置	告示で定めると ころにより誤発進 防止装置を設け る。	以下の機能を有するブレーキロ ック式誤発進防止装置を設けます。 ① ホース金具（カップリング受） に取り付いたリミットスイッチ によりホースの取り外しを検出 し、車両全輪のブレーキを作動さ せ、誤発進を防止する。 ② 操作箱に取り付いたリミット スイッチにより扉が閉じ、かつ充 てんホースを確実にホース金具 (カップリング受)に収納したこ とを検出しなければ①を解除し ない。	配管系統図 組立図 防爆型式 検定合格証	3-7 3-1、25 5-3

号	項目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
17	緊急停止スイッチ	告示で定めるところにより緊急停止スイッチを設ける。	1 個は車両後部に固定したもの、もう 1 個は遠隔操作可能かつ携帯式とします。 (リモコンタイプ) 緊急遮断の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止と同時に行うものとします。 運転席内にブザーを鳴らし、液晶画面にて表示します。	組立図	3-1
18	インターロック機能	充てん作業中に次の(1)～(3)の異状を検出した場合、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止を行なう機能を有すること。 その場合に警報を発し又は表示する装置を設ける。	充てん作業中に次の(1)～(3)の異状を検出した場合、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止を行なう機能を有します。 その場合、警報として運転席内にブザーを鳴らし、同時に液晶画面が点滅表示します。	配管系統図 (操作盤)	3-7

号	項目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
	(1) ガス検知	操作箱内に設置された設備であって告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合。	<p>操作箱内のガス漏れを、下記条件を満たすガス漏れ検知器にて検知します。</p> <p>① 接触燃焼方式により検知メントの変化を電気的機構により伝達し、イソブタン (LP ガス) 常温において 0.45% (25%LEL) に設定した濃度において自動的に警報を発するもの。</p> <p>② 警報精度は警報設定値に ±25% とし、電源の電圧等が 10% 変動した場合でも警報精度は低下しないもの。</p> <p>③ 検知から発信に至るまでの遅れは、警報設定値の 1.6 倍の濃度において、30 秒以内とする。</p> <p>④ ブザーは液化石油ガスの濃度が低下しても、充てん作業者がその確認を行い、リセット操作を行うまで鳴り続けるものとする。</p> <p>⑤ 材質は ADC-12 (ダイカスト用アルミ合金) とし、十分な強度、耐久力を有し、液化石油ガスに接触する部分の耐食性も十分なものとする。</p> <p>⑥ 労働安全衛生法第 44 条による検定に合格する防爆性を有するもの。</p> <p>⑦ JIS D1601(1995) 自動車部品振動試験に合格するもの。</p>	組立図 振動試験成績書 防爆型式検定合格証	3-1、23 4-2 5-2

号	項目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
		操作箱内に設置された設備であって告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合。	① 警報として運転席内にブザーを鳴らし、同時に液晶画面が点滅表示するもの。 ② 検出部は操作箱内に 1 個設置する。	組立図 振動試験成績書 防爆型式検定合格証	3-1、23 4-2 5-2
	(2) 衝撃検知	自動車の衝突など異常な衝撃を告示で定める機器により検知した場合。	自動車の衝突など異常な衝撃を以下の条件を満たす振動検知器にて検知します。 ① 100m/s <sup>2</sup> 以上の振動加速度を検知したときに作動するもの。 ② 車両後部左側、リヤバンパ内に 1 個設置する。 ③ JIS D1601(1995)自動車部品振動試験に合格するもの。	組立図 防爆型式検定合格証	3-1、25 5-3
	(3) 扉開閉検知	充てん中に操作箱の扉が開いた場合。	防爆構造(d 2G4)を有する検知機器(リミットスイッチ)により充てん作業中に操作箱が開かれたことを検知します。	組立図 防爆型式検定合格証	3-1、25 5-3

号	項目	内 容	対 応 状 況	添付書類	No.
19	(充てん設備の使用の本拠の所在地)				
	14条第1号	充てん設備の使用の本拠の所在地の明示	白線などで明示し、外部より見やすいように警戒標を掲げます。	敷地図面	添付書類
	14条第2号	第1種、第2種施設距離	第1種保安物件に対して第1種施設距離以上、 第2種保安物件に対して第2種施設距離以上を確保する。 第1種施設距離( $\ell_1$ )=22.5m 第2種施設距離( $\ell_2$ )=15.0m 最寄りの保安物件 第1種：物件名 若葉小学校 約 360 m 第2種：物件名 「山田一郎宅」 約 45 m	敷地図面	添付書類
	14条の3号	障壁	保安物件が距離内にない為に設けません。		
	14条の5号	L Pガスが滞留しない構造	4方向開放。		

## 充てん作業の技術上の基準

保安法第8条第2号の経産省令に定める基準に対する保安法液石則第9条第4項の基準に対する事項【例】

(液石法第37条の5第2項、規則第72条の技術上の基準に対する事項)

号	項目	対応状況
1	充てん設備により、バルク容器又はバルク貯槽へ充てんする場合	
イ.	液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること。 並びにバルク容器又はバルク貯槽に係わる気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認します。	
ロ.	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備(充てん口を含む)の外面から第1種保安物件に対し、1.5m以上、第2種保安物件に対し1m以上の距離があることを確認します。	
ハ.	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備とバルク容器又はバルク貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいが無いことを確認します。	
二.	充てんホースの上を車両が通過しないようにします。	
ホ.	充てん作業中は、充てん設備の周囲から見やすい場所に、充てん作業中及び火気厳禁の標識を掲げます。	
ヘ.	充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯します。	
ト.	充てん作業中は、車止めを設けること等により車両を固定します。	
チ.	充てん作業中は、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク容器又はバルク貯槽の容積85%（地盤面下に埋設されたバルク容器又はバルク貯槽であって、内容積が2千リットル以上のものにあっては90%）を超えないようにします。	
リ.	充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。	
ヌ.	充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じます。	
ル.	バルク容器の液取りバルブ又はバルク貯槽の液取り弁は、液封を防止するため常時開放しておきます。	
ヲ.	充てんするときは、あらかじめ、バルク容器が基礎に確実に設置され、安全な充てんが可能であることを確認します。	

規則第 72 条の技術上の基準に対する事項（例）

号	項目	対応状況
	ワ.	充てん設備の使用の本拠の所在地の周囲 2m 以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置きません。
2	充てん設備により容器（バルク容器を除く）又は貯槽に充てんする場合	
	イ.	液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びにバルク容器又はバルク貯槽に係わる気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認します。
	ロ.	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む）の外面から第 1 種保安物件に対し 15m 以上、第 2 種保安物件に対し 10m 以上の距離があることを確認します。
	ハ.	内容積千リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	二.	内容積千リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ホ.	貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の 90% を超えないようにします。
	ヘ.	充てん設備と容器又は貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認します。
	ト.	充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。
	チ.	前頁 1 号ニを参照 前頁 1 号ホを参照 前頁 1 号ヘを参照 前頁 1 号トを参照 上記 1 号ワを参照

保安法液石則第48条の基準に対する事項（例）

号	項目	対応状況	資料
1	警戒標	▶ 車両の前後に高圧ガス標示板を掲げます。	別添資料 移動式製造設備の構造図
2	温度計等	▶ 充填容器等はその温度を常に40°C以下に保ちます。 ▶ 容器内温度を管理するため目盛範囲-30°C～+70°Cの温度計1ヶ常備します。	別添資料 配管系統図
3	防波板	▶ タンク本体内部に3枚設けます。	別添資料 移動式製造設備の構造図
4	高さ検知棒	▶ 運転台の屋根上に1本常備します。	別添資料
5	容器後面と後バンパーとの距離	▶ 弁取付位置が該当せず。	
6	容器後面と後バンパーとの距離	▶ 容器の後面と車両の後バンパー後面との水平距離は30cm以上とします。 実際寸法：101cm	別添資料 移動式製造設備の構造図
7	操作箱と後バンパーとの距離	▶ 車両左側へ常備し、後バンパー後面との水平距離は20cm以上とします。 実際寸法：388cm	別添資料 移動式製造設備の構造図
8	附属品の損傷防止	▶ 固定式プロテクター（材質SS400、厚さ9mm）を設けます。	別添資料 タンク本体組立図
9	液面計	▶ フロート式液面計を常備します。	別添資料 移動式製造設備の構造図
10	開閉表示	▶ 開閉表示板を常備します。	
11	点検	▶ 移動開始、終了時にガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のある時は補修その他の危険を防止するための措置をします。	
12	資材・工具等	▶ 粉末消火器及び防災工具を常備します。	別添資料 移動式製造設備の構造図
13	駐車	▶ 駐車する場合にあっては、充填容器等に液化石油ガスを受け入れ送り出すときを除き第1種保安物件の近辺及び第2種保安物件が密集する地域を避け、かつ交通量が少ない安全な場所を選びます。 また、運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。	

号	項目	対応状況	資料
14	移動監視者	▶ 移動の監視者は、丙種化学責任者免状所持者を乗務員とします。	
15	免状の携帯	▶ 移動するときは免状を携帯します。	
16	危険時の措置	▶ 車両に固定した容器により、質量 3000 kg 以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ当該高圧ガスの移動中充填容器等が危険な状態となった場合、又は当該容器等に係わる事故が発生した場合における荷送人へ確実に連絡するための措置、荷送人又は移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他、高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置、その他の災害発生又は拡大防止のために必要な措置をします。	
17	繁華街及び二人乗車	▶ 移動するときは繁華街又は人ごみを避けます。 ▶ 下記の場合は、車両 1 台について運転者を 2 人充てます (イ) 連続運転時間が 4 時間を超える場合 (ロ) 運転時間が、1 日当たり 9 時間を超える場合	
18	イエロー・カード	▶ 移動するときは、運転者が移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面（イエロー・カード）を常に携帯させ、注意事項を遵守します。	

#### ※ 容器置場

L P ガスバルクローリーは、基準通りに設置した容器置場に駐車します。

#### 誤発進防止装置

L P ガスバルクタンクローリーには、充填作業終了後ホースを完全に格納し、バルブ類操作箱のドアを、確実に閉じなければ発進できない誤発進防止装置を装備します。



# 容 器 置 場 の 基 準

(保安法液石則第9条第1項第5号<<保安法液石則第6条第1項第35号(ホ)を除く>>の技術上の基準に対応する事項)

号	項 目	対 応 事 項		
5	容 器 置 場	警 戒 標		
		面 積 <span style="float: right;"><math>m^2</math></span>		
		置場距離	$\ell_1 =$ $\ell_3 =$	$m \quad \ell_2 =$ $m \quad \ell_4 =$
		第1種保安物件名 (物件名 ) 水平距離 <span style="float: right;"><math>m</math></span>		
		第2種保安物件名 (物件名 ) 水平距離 <span style="float: right;"><math>m</math></span>		
		障 壁		
		ガスが滞留しない構 造		
		消 火 設 備		

(保安法液石則第9条第2項の第2号<<保安法液石則第6条第2項の第7号(ハ)>>の技術上の基準に対応する事項)

火 気 と の 距 離	施設名		
	法定距離	2 m	水平距離 <span style="float: right;"><math>m</math></span>
	緩和措置	有 • 無	緩和措置の方法( )
			迂回距離 <span style="float: right;"><math>m</math></span>

【記入例】

## 容 器 置 場 の 基 準

(保安法液石則第9条第1項第5号<<保安法液石則第6条第1項第35号(ホ)を除く>>の技術上の基準に対応する事項)

号	項 目	対 応 事 項			
5	容 器 置 場	警 戒 標 A	・ L P ガス容器置場 ・ 燃火気厳禁		
		面 積	30.00 m <sup>2</sup>		
		置場距離	ℓ1= 22.5 m	ℓ2= 15.0 m	
			ℓ3= 11.25 m	ℓ4= 7.5 m	
		第1種保安物件名 (物件名 若葉小学校 )			
		水平距離 360 m			
		第2種保安物件名 (物件名 「山田一郎宅」 )			
		水平距離 45 m			
		障 壁 C 保安物件が距離内にない為に設けません			
		ガスが滞留しない構 造 D 4方向開放			
		消 火 設 備 E ABC消火器 20型 × 2本			

(保安法液石則第9条第2項の第2号<<保安法液石則第6条第2項の第7号(ハ)>>の技術上の基準に対応する事項)

火 气 と の 距 離  F	施設名 焼却炉		
	法定距離 2 m	水平距離 10 m	
	緩和措置 有	無	緩和措置の方法( )
			迂回距離 m

基 準 : A~F の詳細は、P226「容器置場の基準」を参照

## 容器置場の基準

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
A	<p>警戒標</p> <p>容器置場は、明示され、かつその外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保安法液石則第6条第1項</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">第35号イ</div>	<p>警戒標は次の基準による。</p> <p>(1) 警戒標を掲げる場所は、販売施設の出入口又は販売施設等に近接又は、立ち入ることができる場所の周辺の外部から見やすい場所とする。この場合近接又は立ち入ることができる方向が数方向ある場合には、それぞれの方向に掲げること。</p> <p>(2) 警戒標の表示は次のとおりとする。(いずれもたて型でもよい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① LPガス容器置場</li> <li>② 燃 (赤色文字とする。)</li> <li>③ 火気厳禁 (赤色文字とする。)</li> <li>④ 貯蔵施設等の管理者の氏名、住所</li> <li>⑤ 貯蔵施設等の管理者の電話番号</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">保安法例示基準1.</div>

施 設 基 準	備 考
<p>さく、へいのある場合は、さく、へい、貯蔵施設等外部から見やすい場所の出入口付近に表示するものとする。</p> <p>(2)、⑤の次に「無断立入禁止」の標識を追加すること。</p>	

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等																																		
B	<p>容器置場の施設距離 容器置場は、2階建以下とする</p> <p>保安法液石則第6条第1項 第35号口</p> <p>容器置場(貯蔵設備であるものを除く。)であって、次の表に掲げるもの以外のものは、その外面から、第1種保安物件に対し第1種施設距離以上の距離を、第2種保安物件に対し第2種施設距離以上の距離を有すること。</p> <p>保安法液石則第6条第1項 第35号ハ</p>	<p>自社敷地内で第2種施設距離は確保すること。</p> <p>液石法通達(規則関係)第14条2.</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>容器置場の区分</th><th>貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離</th><th>貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ)</td><td><math>\ell_1</math>以上</td><td><math>\ell_4</math>以上 <math>\ell_2</math>未満</td></tr> <tr> <td>(ロ)</td><td><math>\ell_3</math>以上 <math>\ell_1</math>未満</td><td><math>\ell_4</math>以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(単位: m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th><math>0 \leq X &lt; 8</math></th><th><math>8 \leq X &lt; 25</math></th><th><math>25 \leq X</math></th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>\ell_1</math></td><td><math>9\sqrt{2}</math> (12.73)</td><td><math>4.5\sqrt{X}</math></td><td>22.5</td><td>第1種施設距離</td></tr> <tr> <td><math>\ell_2</math></td><td><math>6\sqrt{2}</math> (8.49)</td><td><math>3\sqrt{X}</math></td><td>15</td><td>第2種施設距離</td></tr> <tr> <td><math>\ell_3</math></td><td>0</td><td><math>2.25\sqrt{X}</math></td><td>11.25</td><td>障壁構造時の第1種施設距離</td></tr> <tr> <td><math>\ell_4</math></td><td>0</td><td><math>1.5\sqrt{X}</math></td><td>7.5</td><td>障壁構造時の第2種施設距離</td></tr> </tbody> </table> <p>Xは、容器置場の面積を表す。</p>			容器置場の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離	(イ)	$\ell_1$ 以上	$\ell_4$ 以上 $\ell_2$ 未満	(ロ)	$\ell_3$ 以上 $\ell_1$ 未満	$\ell_4$ 以上		$0 \leq X < 8$	$8 \leq X < 25$	$25 \leq X$	備考	$\ell_1$	$9\sqrt{2}$ (12.73)	$4.5\sqrt{X}$	22.5	第1種施設距離	$\ell_2$	$6\sqrt{2}$ (8.49)	$3\sqrt{X}$	15	第2種施設距離	$\ell_3$	0	$2.25\sqrt{X}$	11.25	障壁構造時の第1種施設距離	$\ell_4$	0	$1.5\sqrt{X}$	7.5	障壁構造時の第2種施設距離
容器置場の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離																																		
(イ)	$\ell_1$ 以上	$\ell_4$ 以上 $\ell_2$ 未満																																		
(ロ)	$\ell_3$ 以上 $\ell_1$ 未満	$\ell_4$ 以上																																		
	$0 \leq X < 8$	$8 \leq X < 25$	$25 \leq X$	備考																																
$\ell_1$	$9\sqrt{2}$ (12.73)	$4.5\sqrt{X}$	22.5	第1種施設距離																																
$\ell_2$	$6\sqrt{2}$ (8.49)	$3\sqrt{X}$	15	第2種施設距離																																
$\ell_3$	0	$2.25\sqrt{X}$	11.25	障壁構造時の第1種施設距離																																
$\ell_4$	0	$1.5\sqrt{X}$	7.5	障壁構造時の第2種施設距離																																

施 設 基 準	備 考										
<p>第1種施設距離</p> <p>第2種施設距離</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>設置不可</td> <td>斜線 (ロ)</td> <td>障壁なし で設置可</td> </tr> <tr> <td>設置不可</td> <td>斜線 (イ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> </tr> </table> <p><math>\ell_3</math>      <math>\ell_1</math></p> <p><math>\ell_2</math>      <math>\ell_4</math></p>	設置不可	斜線 (ロ)	障壁なし で設置可	設置不可	斜線 (イ)		設置不可	設置不可	設置不可	備 考	
設置不可	斜線 (ロ)	障壁なし で設置可									
設置不可	斜線 (イ)										
設置不可	設置不可	設置不可									

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
C	<p>障壁</p> <p>規則 6 条第 35 号第 1 項ハの表に掲げる容器置場には、第 1 種施設距離内にある第 1 種保安物件又は第 2 種施設距離内にある第 2 種保安物件に対し厚さ 12 cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。</p> <p><b>保安法液石則第 6 条第 1 項</b></p> <p><b>第 35 号ニ</b></p>	<p>障壁構造とは次の各号に掲げるものであって、高さ 1.8m 以上の堅固な基礎の上に構築され対象物を有効に保護できるものであること。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート造り 厚さ 12 cm 以上のコンクリート造りで、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋したこと。</p> <p>(2) コンクリートブロック造り 厚さ 15cm 以上のコンクリートブロック造りで、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロック空洞部にコンクリートモルタルを充填したこと。</p> <p>保安物件に対する障壁は仰角を考慮すること。</p> <p>(3) 鋼板製障壁</p> <p>① 厚さ 3.2 mm 以上の鋼板に、縦横 40 cm 以下の間隔に 30×30 mm 以上の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強したものであること。</p> <p>② 厚さ 6 mm 以上の鋼板に、縦横 1.8m 以下の間隔に 30×30 mm 以上の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強したものであること。</p> <p><b>保安法例示基準 2 .</b></p>

施 設 基 準	備 考

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
D	<p>ガスが滞留しない構造 容器置場は当該ガスが漏 えいしたとき滞留しないよ うな構造とすること。</p> <p>保安法液石則第6条第1項 第35号ヘ</p>	<p>漏えいした液化石油ガスが滞留しないような構造又は措置は、次の基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 床面に接し、かつ、外気に面して設けられた換気口の通風可能面積の合計が床面積 <math>1\text{ m}^2</math> につき <math>300\text{ cm}^2</math>(金網等を取り付けた場合は、その大きさによって減少する面積を差引いた面積とする。)の割合で計算した面積以上(1箇所の換気口の面積は <math>2400\text{ cm}^2</math>以下とする。)であること。この場合、四方を障壁等で囲まれている場合にあっても換気口は2方向以上に分散して設けること。</p> <p>(2) 次の基準に適合した強制換気装置を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 通風能力が床面積 <math>1\text{ m}^2</math> につき <math>0.5\text{ m}^3/\text{min}</math> 以上であること。</li> <li>② 吸入口を床面近くに設けること。</li> <li>③ 排気ガス放出口を地盤面上より <math>5\text{m}</math>以上高い位置に設けること。</li> </ul> <p>保安法例示基準 11.</p>
E	<p>消火設備 容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。</p> <p>保安法液石則第6条第1項 第35号チ</p>	<p>貯槽以外の貯蔵設備(容器置場を含む。)、処理設備又は消費設備の中にある液化石油ガスの停滯量 <math>10\text{ t}</math> につき能力B-10の粉末消火器1個相当以上のものを設置すること。この場合、最少設置数量は、能力単位B-10の消火器3個(容器置場にあっては2個)相当であること。</p> <p>保安法例示基準 26.</p>

施 設 基 準	備 考

項目	提出書類及び関係法令	基準・通達等
F	<p>火気との距離</p> <p>貯蔵施設の周囲 2m以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。</p> <p>ただし、貯蔵施設に厚さ 9 cm 以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁を設けた場合は、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保安法液石則第6条第2項</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第7号のハ</div> <p>貯蔵施設には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保安法液石則第6条第2項</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第7号のヘ</div>	<p>防火上有効な障壁とは次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート 厚さ 9 cm 以上の鉄筋コンクリート造りで、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋したものであり、高さ 1.8m 以上で火気又は引火性若しくは発火性の物を隔離できるものとする。</p> <p>(2) コンクリートブロック 厚さ 12 cm 以上のコンクリートブロック造りで、直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横 40 cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部は確実に結束し、高さ 1.8m 以上のもので、火気又は引火性若しくは発火性の物を隔離できるものであること。</p>

施 設 基 準	備 考
<p>貯蔵施設の換気口と当該火気との間の迂回水平距離は2mを超えること。</p> <p>電気設備を設ける場合は防爆構造の器具を用い、電動機等必要な箇所には <math>100\Omega</math> 以下のアースをとること。</p> <p>携帯電灯は防爆構造とする。</p>	<p>火気とは一般に火をいい、ライター・マッチの火、煙草の火、焚火、ストーブの火、ボイラーの火、自動車のエンジンの火花等も含まれる。</p> <p>また、電灯類(防爆構造を除く)スイッチ、浄化槽用モーター(密閉式地下埋設型を除く)、空調設備のモーター等も含む。</p> <p>貯蔵施設の換気口から 2m以内に火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。</p>

様式第 35 (第 63 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 許可番号	

## 充てん設備許可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

住 所 〒

連絡担当者名

電話 ー ー

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

2 充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並びに貯藏能力

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 36 (第 65 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 許可番号	

## 充てん設備変更許可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

住 所 〒

連絡担当者名

電話 ー ー

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 3 項で準用する同法第 37 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更しようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

2 充てん設備の変更の内容

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 37 (第 67 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 充てん設備変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

住 所 〒

連絡担当者名

電話 ー

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 3 項で準用する同法第 37 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届出します。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 38 (第 68 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 検査番号	

## 充てん設備完成検査申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

住 所 〒

連絡担当者名

電話 ー ー

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 4 項で準用する同法第 37 条の 3 第 1 項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする充てん設備の許可の年月日及び許可番号

2 検査を受けようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 44 (第 81 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 検査番号	

## 充てん設備保安検査申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

住 所 〒

連絡担当者名

電話 ー ー

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号

3 前回の保安検査の検査年月日及び充てん設備保安検査証の検査番号

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 46 (第 82 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 充てん設備保安検査受検届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

住 所 〒

連絡担当者名

電話

—

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項ただし書きの規定により、次のとおり届け出します。

1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号

2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

3 検査実施者の名称及び検査年月日

4 充てん設備保安検査証の検査番号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

# 充てん事業報告

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に  
あってはその代表者の氏名

〒

住 所

連 絡 担 当 者

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により  
報告します。

## 1 報告する事業年度の期間

年 月 日から 年 月 日

## 2 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

## 3 充てんに係る一般消費者等の数

1) 充てん設備数 件数 (許可設備数)

2) 供給設備数 件数

3) 消費者戸数 戸数 (メーター数)

## 4 充てんの作業に従事している充てん作業者の数

人

※ 2 の消費者とはバルク供給を受けている消費者数。工業用消費者は除く。

【記入例】

## 充てん事業報告

提出先別に記入。第1編4. 書類提出先 (P4~) 参照

○○××年 5月20日

様

氏名又は名称及び法人に 静岡プロパン株式会社  
あってはその代表者の氏名 静岡 一郎  
〒420-0064  
住 所 静岡市葵区本通6丁目1-10  
連絡担当者 清水 太郎  
電話 054-255-2451

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により  
報告します。

### 1 報告する事業年度の期間

○○××年 ×月 ×日から○○××年 ×月×日

### 2 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

静岡プロパン株式会社 静岡営業所  
静岡市駿河区○○×丁目×-××

### 3 充てんに係る一般消費者等の数

1) 充てん設備数 1 件数 (許可設備数)

2) 供給設備数 50 件数

3) 消費者戸数 300 戸数 (メーター数)

### 4 充てんの作業に従事している充てん作業者の数

2 人

※ 2 の消費者とはバルク供給を受けている消費者数。工業用消費者は除く。

様式第1 (第3条関係)

高圧ガス製造許可申請書	液 石	× 整理番号	
		× 審査結果	
		× 受理年月日	年 月 日
		× 許可番号	
名 称(事業所の名称を含む)			
事務所(本社)所在地		〒	
事業所所在地		〒	
欠格事由に関する事項	1 高圧ガス保安法第38条第1項の規定により許可を取り消され、取消の日から2年を経過しない者		
	2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者		
	3 成年被後見人		
	4 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの		

年 月 日  
名 称  
代表者氏名

**様**

備考 ×印の項は記載しないこと。

担当者 所属 氏名  
T E L

様式第4（第15条関係）

高圧ガス製造施設等 変更許可申請書	液	× 整理番号	
		× 審査結果	
	石	× 受理年月日	年 月 日
		× 許可番号	
名称（事業所の名称を含む）			
事務所（本社）所在地	〒		
事業所所在地	〒		
変更の種類			

年 月 日

名 称  
代表者氏名

様

備考 1 ×印の項は記載しないこと。

2 二以上の変更の許可申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

担当者 所属 氏名

T E L

# 製造計画書 変更明細書

1 製造の目的

2 変更の内容

3 処理設備の処理能力

既設、増設	処理設備	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
合計		

$$Q = L \times \rho \times 22.4 / M \times 60 \times 24$$

Q : LPガス(プロパン)の1日当たりの処理能力 (m<sup>3</sup>/日)

L : ポンプの能力 (ℓ/min)

ρ : LP(プロパン)ガスの液密度(0°C) 0.53 (kg/ℓ)

M : LP(プロパン)ガスの分子量 44

$$Q = \frac{L \times \rho}{M} \times 22.4 \times 60 \times 24$$

$$= \underline{\hspace{10em}} \times 0.53 \times 22.4 / 44 \times 60 \times 24$$

$$= \underline{\hspace{10em}} \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

4 貯蔵設備の貯蔵能力

既設、増設	貯蔵設備	貯蔵能力 (kg)
合計		

$$W = V / C$$

W : L P ガス(プロパン)の貯蔵能力 (kg)

V : 容器の内容積 (ℓ)

C : 容器保安規則第 22 条に定める値 2.33

$$W = \underline{\hspace{10em}} (\ell) / 2.33$$

$$= \underline{\hspace{10em}} (kg) \quad (\text{バルクローリーのみ } 10\text{kg} \text{ 未満は切捨て})$$

【記入例】

製造計画書  
変更明細書

1 製造の目的

移動式製造設備を設置し、工業用消費先の貯蔵設備に LP ガスを移充填する。

2 変更の内容

既設の LP ガス充填所に、移動式製造設備を 1 台増車する。

3 処理設備の処理能力

既設、増設	処理設備	処理能力 (m³／日)
既 設	プロパンポンプ	93, 038
既 設	ブタンポンプ	83, 303
既 設	ガスコンプレッサー	4, 877
増 設	移動式製造設備	77, 708
合 計		258, 926

$$Q = L \times \rho \times 22.4 / M \times 60 \times 24$$

Q : LP ガス(プロパン)の 1 日当たりの処理能力 (m³／日)

L : ポンプの能力 (ℓ/min)

ρ : LP ガス(プロパン)の液密度(0 °C) 0.53 (kg/ℓ)

M : LP ガス(プロパン)の分子量 44

$$Q = \frac{200}{77, 707} \times 0.53 \times 22.4 / 44 \times 60 \times 24$$

(小数点以下切捨て)

#### 4 貯蔵設備の貯蔵能力

既設、増設	貯蔵設備	貯蔵能力 (kg)
既 設	20トンタンク(プロパン)	19,900
既 設	20トンタンク(ブタン)	22,400
増 設	移動式製造設備	7,400
合 計		49,700

$$W = V \times C$$

W : L P ガス(プロパン)の貯蔵能力 (kg)

V : 容器の内容積 (ℓ)

C : 容器保安規則第 22 条に定める値 2.33

$$W = \frac{17,242}{7,400} \times 2.33 = 49,700 \text{ (バルクローリーのみ 10kg 未満は切捨て)}$$

## 従来型バルクローリー明細書

(保安法液石則第9条第1項の技術上の基準に対応する事項)

号	項目	対応事項				
1	引火性又は発火性物質					
2	警戒標					
3	高压ガス設備の耐圧試験					
	高压ガス設備の気密試験					
	高压ガス強度肉厚					
4	消火設備					
5 容器置場	警戒標					
	第1種置場距離 及び 第2種置場距離	面積	$m^2$			
		置場距離	$\ell_1 =$	m	$\ell_2 =$	m
			$\ell_3 =$	m	$\ell_4 =$	m
		第1種保安物件(物件名 水平距離	$m$			
	第2種保安物件(物件名 水平距離	$m$				
	障壁					
	ガスが滞留しない構造					
消火設備						

規則第16条の第7号に対応する事項

火気との距離	施設名		
	法定距離		水平距離
	緩和措置	有・無	緩和措置の方法( )
			迂回距離

製造の方法については、保安法液石則第9条第2項の基準を遵守します。

充てん作業については、規則第72条第3号の基準を遵守します。

移動については、保安法液石則第48条の基準を遵守します。

【記入例】

## 従来型バルクローリー明細書

(保安法液石則第9条第1項の技術上の基準に対応する事項)

号	項目	対応事項		
1	引火性又は発火性物質	なし		
2	警戒標	あり		
3	高圧ガス設備の耐圧試験	検査試験成績書による（追って提出）		
	高圧ガス設備の気密試験	検査試験成績書による（追って提出）		
	高圧ガス強度肉厚	機器等一覧表、強度計算参照		
4	消火設備	能力単位A-5・B-12・C 粉末消火器3個取付		
5 容器置場	警戒標	あり		
	第1種置場距離 及び 第2種置場距離	面積	400 m <sup>2</sup>	
		置場距離	ℓ1= 22.5 m	ℓ2= 15 m ℓ3= m ℓ4= m
		第1種保安物件（物件名 若葉小学校） 水平距離 100 m		
		第2種保安物件（物件名 住宅「山田一郎宅」） 水平距離 50 m		
	障壁	なし		
	ガスが滞留しない構造	図面参照		
	消火設備	能力単位A-5・B-12・C 粉末消火器2個取付		

規則第16条の第7号に対応する事項

火気との距離	施設名		
	法定距離 2 m		水平距離 m
	緩和措置	有・無	緩和措置の方法( )
			迂回距離 m

製造の方法については、保安法液石則第9条第2項の基準を遵守します。

充てん作業については、規則第72条第3号の基準を遵守します。

移動については、保安法液石則第48条の基準を遵守します。

## 移動式製造設備による製造の技術上の基準【例】

保安法第8条第2号の経産省令で定める基準に対する保安法液石則第9条第2項の基準に対する事項

号	項目	対応状況
1	イ.	車両に固定された容器（当該車両の燃料の用のみに供する液化石油ガスを充填するためのものに限る。）には充填しません。
	ロ.	充填するときは、あらかじめ、製造設備の外面から第1種保安物件に対し15m以上、第2種保安物件に対し、10m以上の距離があることを確認します。
	ハ.	内容積千リットルを超える容器または貯槽に充填するときは、液面計もしくは過充填防止装置が設けられていることを確認します。
	二.	内容積千リットル以下の容器または貯槽に充填するときは、液面計及び過充填防止装置が設けられていることを確認します。
	ホ.	貯槽に充填するときは、液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90%を超えないようにします。
	ヘ.	充填するときは、移動式製造設備の原動機から火花の放出を防止する措置を講じます。
	ト.	製造設備の配管と貯槽または容器との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認します。
	チ.	充填するときは、製造設備に生じる静電気を除去する措置を講じます。
	リ.	車両に固定した容器（内容積が4千リットル以上のものに限る）に液化石油ガスを送り出しましたは受け入れるときは、車止めを設けること等により、車両を固定します。
	2	貯蔵設備である充填容器等及び容器置場の基準
2	イ.	充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。
	ロ.	計量器等作業に必要なもの以外のものを置きません。
	ハ.	容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性もしくは発火性のものを置きません。
	ホ.	充填容器等（内容積が5千リットル以下のものを除く）には転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ粗暴な取扱いはしません。
	ヘ.	容器置場には、携帯電灯以外の燈火を携えて立ち入りません。

### 従来型バルクローリー充てん作業の技術上の基準【例】

液石法第37条の4第1項の充てん設備が、保安法液石則第2条第9号に定める移動式製造設備である場合

条項	項目	対応状況
規則 第72条 第3号	イ.	液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器、貯槽またはバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること、または残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること。 並びに容器、貯槽またはバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認します。
	ロ.	充てん設備の停止場所は、他の車両と接触事故等を起こすおそれのない場所で、液化石油ガスを供給する者または供給を受ける者の所有または占有する土地とします。
	ハ.	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む）の外面から第1種保安物件に対し15m以上、第2種保安物件に対し10m以上の距離があることを確認します。
	二.	内容積千リットルを超える容器または貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器または貯槽に液面計または過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ホ.	内容積千リットル以下の容器または貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器または貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認します。
	ヘ.	貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90%を超えないようにします。
	ト.	充てんするときは、充てん設備の原動機からの火花の放出を防止する措置を講じます。
	チ.	充てんするときは、充てん設備に生じる静電気を除去する措置を講じます。

様式第5(第16条関係)

高圧ガス製造施設 軽微変更届書	液石	× 整理番号 × 受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む)			
事務所(本社)所在地	〒		
事業所所在地	〒		
変更の種類			

年 月 日

名 称  
代表者氏名

様

備考 ×印の項は記載しないこと。

担当者 所属

氏 名

T E L

様式第13（第32条関係）

製造施設完成検査 申請書	液石	× 整理番号	
		× 審査結果	
		× 受理年月日	年 月 日
		× 許可番号	
名称（事業所の名称を含む）			
事務所（本社）所在地		〒	
事業所所在地		〒	
許可年月日		年 月 日	
許可番号		防消防 第 号 の	
完成年月日		年 月 日	

年 月 日

名 称

代表者氏名

様

備考 ×印の項は記載しないこと。

担当者 所属

氏 名

T E L

様式第31（第61条関係）

危害予防規程届書	液 石	(制定)	×整理番号	
		(変更)	×受理年月日	年　月　日
名称(事業所の名称を含む)				
事務所(本社)所在地	〒			
事業所所在地	〒			

年　　月　　日

名　　称

代表者氏名

様

備考　×印の項は記載しないこと。

変更の場合は、新旧対照表及び変更明細書を添付すること。

担当者　所属

氏　名

T E L

第2編 第5章

様式第32（第65条関係）

高圧ガス保安統括者届書	液石	(選任) (解任)	×整理番号 ×受理年月日	年月日
名称(事業所の名称を含む)				
事務所(本社)所在地	〒			
事業所所在地	〒			
保安統括者等の区分				
製造施設の区分				
選任	製造保安責任者免状の種類			
	保安統括者等の氏名			
解任	製造保安責任者免状の種類			
	保安統括者等の氏名			
選任 解任年月日				
解任の理由				

年月日

名 称

代表者氏名

様

備考 ×印の項は記載しないこと。

様式第36（第76条関係）

高压ガス保安統括者 代理者届書	液石	(選任) (解任)	×整理番号 ×受理年月日	年月日
名称(事業所の名称を含む)				
事務所(本社)所在地	〒			
事業所所在地	〒			
保安統括者等代理者の区分				
製造施設の区分				
選任	製造保安責任者 免状の種類			
	代表者等の氏名			
解任	製造保安責任者 免状の種類			
	代理者の氏名			
選任 解任年月日				
解任の理由				

年月日

名称

代表者氏名

様

備考 ×印の項は記載しないこと。

## 高圧ガス製造保安統括者（代理者）証明書

事業所の名称

事業所所在地

氏 名

役 職 名



上記の者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する者であることを証明します。



上記の者は、保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であることを証明します。

年 月 日

代表者氏名

様式第32の2、33（第65・69条関係）

高压ガス保安主任者 高压ガス保安係員 高压ガス保安技術管理者 高压ガス保安企画推進員	液 石	× 整理番号 × 受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む)			
事務所(本社)所在地	〒		
事業所所在地	〒		
選任又は解任の状況	別紙のとおり		

年 月 日

名 称

代表者氏名

様

- 備考 1. ×印の項は記載しないこと。  
2. 選任または解任の状況については、別紙に記載すること。

## 保安技術管理者、保安係員等の選任・解任リスト

製造保安責任者の種類（保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進員）

# 製造保安責任者経歴書

## I 製造保安責任者免状

別紙写のとおり（免状写を添付のこと）

## II 経歴書

住 所

氏 名 年 月 日 生

学歴（最終学歴）

職歴（高圧ガス製造の作業又は消費の経験年数）

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

職名 氏名

## 製造保安責任者承諾書

私は、高压ガス製造施設の

に選任されたことを承諾します。

年 月 日

## 住 所

### 氏 名

事業所長

樣

※ 注意事項

保安責任者の選任あたっては、被選任者から本承諾書を得ること。

様式第22(第42条関係)

高圧ガス製造開始届書	液	× 整理番号	
	石	× 受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む)			
事務所(本社)所在地	〒		
事業所所在地	〒		
製造開始年月日	年 月 日		

年 月 日

名 称

代表者氏名

様

備考 ×印の項は記載しないこと。

担当者 所属 氏名

T E L